

グループホーム メディフル藤田

看取りに関する指針

1. グループホームにおける看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、その方の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心を込めてこれを行うことである。

2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。

グループホームでの看取り介護は、なじみの場所や人々に見守られ、自然な死を迎えられることであり、グループホームは、入居者または家族に対し、以下の確認を事前に行い理解を得る。

(1) グループホームにおける医療体制の理解

- ・ 常勤医師、看護師の配置がないこと
- ・ 医師、看護師とは、協力医療機関とも連携し、必要時は 24 時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応すること

(2) 病状の変化等に伴う緊急時の対応については、勤務職員が看護師と連絡を取り、医師の指示を受け対応すること。夜間においては、夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき医師、または看護師と連絡を取って緊急対応を行うこと。

(3) 家族との 24 時間連絡体制を確保していること。

(4) 看取り介護に対する家族の同意を得ること。

3. 看取り介護の具体的支援内容

(1) 入居者に対する具体的支援内容

ボディケア

- ・ バイタルサインの確認、環境の整備、安定・安楽への配慮、清潔への配慮
- ・ 栄養と水分補給を適切に行う、排泄ケアを適切に行う、発熱・疼痛への配慮

メンタルケア

- ・ 身体的苦痛の緩和、コミュニケーションの重視、プライバシーへの配慮
- ・ すべてを受容してニーズに沿う態度で接する

看護処置

- ・ 医師の指示に基づき、必要な医療行為を看護師によって行う

(2) 家族に対する支援

- ・ 話しやすい環境を作る、希望や心配事に真摯に対応する
- ・ 家族の身体的・精神的負担の軽減へ配慮する、家族関係への支援にも配慮する
- ・ 死後の援助を行う

4. 看取り介護の具体的方法

(1) 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が薄いと判断した入居者につき、入居者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、終末期をグループホームで介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

(2) 医師よりの説明

- I. 医師が(1)に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者を通じ入居者の家族に連絡を取り、日時を決めて病院またはグループホームにおいて、医師より入居者や家族に説明を行う。この際グループホームでできる看取りの体制を示す。
- II. 医師よりの説明を受けた上で、入居者または家族は、入居者がグループホームで看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか、在宅介護をするかの選択をすることができる。医療機関入院を希望する場合は入院に向けた支援を行い、在宅介護を希望する場合は、在宅介護の支援のために居宅支援事業所に紹介する。

(3) 看取り介護の実施

- I. 家族がグループホーム内での看取り介護を希望した場合、計画作成担当者は、医師、看護師、介護職員等と協同して看取り介護の計画を作成すること。なおこの計画は医師からの入居者または家族への説明に際し、事前に作成しておきその際に同意を得ることも考えられること。
- II. 看取り介護の実施に際しては、可能な限り馴染みの顔、声や音、匂い等の感じられる環境とする。なお、家族が泊まりを希望される場合は居室に家族宿泊用の布団やベッドを用意することは家族への便宜を図ることであり、個室の条件から外れるものでないこと。
- III. 看取り介護を行う際は、医師、看護師、介護職員等が協同で適宜入居者または家族への説明を行い同意を得ること。
- IV. グループホームの全職員は、入居者が尊厳を持つ一人の人間として、安らかな死を迎えることができるように、入居者または家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めること。

5. 夜間緊急時の連絡と対応について

グループホームの夜間緊急時の連絡対応マニュアルに沿って適切な連絡を行うこと。

6. 協力医療機関との連携体制

グループホームメディフル藤田は、協力医療機関である、ながい内科クリニックとの連携により365日、24時間の連絡体制を確保して、必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制を整えている。

7. 看取り介護にかかる費用について

看取り介護にかかる費用は、利用料金表に示す介護報酬にもとづく看取り介護加算を算定する。なお、看取り介護加算は、死亡月にまとめて算定し、前月分にかかる一部を請求する場合がある。

看取りに関する同意書

医療法人よつば会

グループホームメディフル藤田

理事長 永井 宏 宛

私は、
の 看取り介護について、グループホームメディフル藤田の看取り
介護の指針に基づく対応(費用含)ならびに医師の説明を受け、私どもの意向に沿ったものであり、
下記の内容を確認し同意いたします。

記

- ① 医療機関の対応は令和 年 月 日をもって、本人に苦痛を伴う処置対応を行いません。また、危篤状態に陥った場合も病院には搬送せず、グループホームメディフル藤田内にて最期を看取ります。
- ② 身体的介護では安心できる声かけをし、身近に人を感じられるように 様の尊厳を守る援助をいたします。
- ③ 医師に指示を仰ぎながら苦痛や痛みを和らげる方法を取り、グループホームで可能な限りの看取り介護を行います。
- ④ ご本人、ご家族の希望に沿った対応に心がけます。
- ⑤ ただし、ご本人、ご家族の意向に変化があった場合は、その意向に従い援助いたします。

以上

令和 年 月 日

身元引受人	住 所	
	氏 名	㊞ (続柄)

その他の家族	住 所	
	氏 名	㊞ (続柄)

説明医師	医療機関名	
	氏 名	㊞

立 会 人	所属・職名	
	氏 名	㊞

	所属・職名	
	氏 名	㊞